

# 業務指示書

## セントルシア国カルデサック流域橋梁改修計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月6日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年4月11日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任（総括）について】**

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁設計に係るO/D、B/D、D/D、S/V

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任／橋梁計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セントルシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者：担当分野 橋梁設計】**

- 1) 類似業務の経験：橋梁設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セントルシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者：担当分野 水文・水理・河川計画】**

- 1) 類似業務の経験：水文・水理・河川計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セントルシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**第6 プロポーザルの提出手続き等**

**1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物**

- (1) 期限：2016年4月15日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

**2 プロポーザルの無効**

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

**第7 見積価格及び内訳書**

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
地形測量、地質調査、水文調査、交通量調査、環境社会配慮関連調査
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(XCD1 = 42.409 円 , US\$1 = 114.01 円 , EUR1 = 124.67 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/橋梁計画

橋梁設計

水文・水理・河川計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.67 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月10日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
セントルシア国カルデサック流域橋梁改修計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/橋梁計画	(30.00)	(14.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(14.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(2.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	2.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 水文・水理・河川計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 事業の背景

セントルシアは、大型のハリケーン、洪水をはじめとする災害による大きな被害を受けやすい国であり、気候変動リスクの観点から世界で160カ国中14番目に脆弱な国として位置づけられている(Global Climate Risk Index 2015; Germanwatch)。2010年10月のハリケーン「トマス」によるインフラ被害額は145百万米ドル(GDPの11.7%)、2013年12月のクリスマス豪雨では70.6百万ドル(GDPの5.3%)であり、同国では災害がインフラに与える被害額が極めて大きい。これに対してセントルシア政府は、2006年からNational Hazard Mitigation Policyを掲げ、国内の災害リスクを軽減するために限られたリソースの有効的な活用を目指しているが、技術、資金面が十分でない状況にある。自然災害が発生した際、交通が阻害され経済的な損失が想定される。このため、道路セクターにおける災害リスクを軽減し、安定的な交通を確保することが同国政府の喫緊の課題である。

中でも、東海岸道路(日交通量約15,000台/日)は中央丘陵部を抜けるルートであり、島内の物流における最重要幹線であるが、洪水、地すべりなどの自然災害リスクが高く、災害が発生した場合には、長期の通行止めとそれに伴う大幅な迂回を強いられることになる。同国政府は、東海岸道路の災害リスクの軽減の観点から、洪水対策として最も優先度が高い3か所の橋梁の改修に係る無償資金協力を我が国に要請した。

我が国は、2014年7月に「日本の対カリコム政策」を発表しており、その中で小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力の分野として防災を掲げている。本事業は、我が国の対セントルシア国別援助方針の重点分野「防災・環境」の中で開発課題「防災・環境問題改善」、「防災・環境問題改善支援」プログラムに位置づけられており、主要道路の防災機能の強化は、災害時の避難路、物資の輸送路確保に資するため、これら方針に合致する。

本業務は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

### 2. 事業の概要

#### (1) 事業目標：

首都カストリーズとハウノラ国際空港を結ぶセントルシア島東海岸道路において、円滑で安定的な交通が確保される。

#### (2) 事業成果：

カルデサック橋、フェラン橋、ラビン・ポアソン橋が改修され、橋梁の健全度が確保される。

#### (3) 事業概要：

カルデサック橋、フェラン橋、ラビン・ポアソン橋の改修  
橋梁周辺の護岸工、取付道路の建設、既存道路の嵩上げ

#### (4) 対象地域(サイト)：

## カルデサック川流域

### (5) 関係官庁・機関

実施機関：社会基盤運輸省 (Ministry of Infrastructure, Port Services and Transport)

### (6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

#### 1) 我が国の援助活動

・カリブ災害管理プロジェクトフェーズ2 (2009-2012)

#### 2) 他のドナー等の援助活動

・Saint Lucia Disaster Vulnerability Reduction Project : 世界銀行  
東海岸道路における洪水・地滑り対策事業 (総額 68 百万米ドル)

### 3. 業務の目的

無償資金協力の活用を想定して、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、セントルシア政府から要望のあった「カルデサック川流域橋梁改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査においてJICAがセントルシア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) セントルシアにおける調査

本調査で対象となるセントルシアは、これまで無償資金協力(一般)による実績がなく、本邦企業の建設工事の実績も決して多くない。実施段階において、本邦の建設業者がスムーズに着工できるよう、建設にかかる免税措置、建設業法等の法律の整備状況、調達事情等について、十分に調査することとする。

#### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①自然状況調査(水文調査等)のための現地調査、②概略設計の実施にあたって必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、③概略設計(案)を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の計3回の現地調査を予定している。特に、セントルシアにおいては、6月から11月が雨季であり、雨季を考慮した調査計画及び調査方法を検討する。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員(総括、計画管理)を参加させることを想定しており、コンサルタントは協議議事録の合意などに関する支援を行うものとする。

## (2) 本事業の必要性・妥当性の検証

本事業では、3つの橋梁の改修が要請されているが、橋梁の状態、災害の発生状況、社会経済への影響などの情報が十分ではない。よって、本案件実施の必要性・妥当性を検証するために、橋梁の老朽化や設計不備と言った物理的な背景、東海岸道路の物流の重要性といった経済的な背景、カルデサック川流域における氾濫被害の重大性といった社会的背景等を十分に調査することとする。

## (3) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用

要請されている対象橋梁の建設の必要性・妥当性の検証等に当たっては、「カリコム諸国防災分野に係る情報収集・確認調査最終報告書」（平成27年9月）を十分活用し、調査の重複を避ける。その他、関連する設計資料及び損傷・補修履歴等の既存資料を十分収集・活用する。また、概略設計を行うにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映する。

## (4) 洪水対策に関する検討

対象橋梁の内2橋（カルデサック橋、フェラン橋）は、雨期の増水時に洪水が発生し、周辺が氾濫被害にあうことが問題となっている。その原因として、橋梁の形式による通水断面の不足、流木の堆積等が想定される。本調査では、降雨量、河川流量・流速、最大水位、地形（河川測量含む）等の自然条件にかかる情報を収集・観測し、近年の気候変動を考慮した計画高水量、計画高水位等の設計条件を設定し、橋梁設計に反映させる。また、設計条件に合わせて、必要に応じて、護岸・護床工、取付道路の嵩上げ等も併せて検討設計する。

## (5) 河川管理者との協議

河川に近接する構造物の架替であることから、河川管理者との協議・許可が必要になる可能性がある。セントルシアにおける、河川法の有無や内容、許可条件等を確認し、必要に応じて河川管理者に事業概要を説明し、詳細設計作成時に許可がスムーズに進むよう手配する。もしくは、必要に応じて本調査中に河川許可申請手続きを開始すること。

## (6) 複数代替案の比較検討

対象橋梁の改修にあたっては、橋梁の架替（形式、基礎、支間長、桁下空間等の検討）、護岸工の実施、補修方法など、考え方や工法の組み合わせにより改修工法の代替案を複数提示するものとする。複数代替案の中で、無償資金協力に対応可能な事業規模を超える場合は、無償資金協力の事業規模に合わせたスコープの期分け・区間分け、改修工法の組み合わせを検討するものとする。また、各代替案については、概算事業費、耐久性、施工性、維持管理性、環境社会配慮等の影響などを整理し、比較検討を行う。

## (7) 道路舗装設計

道路舗装設計に際して、本指示書参考資料に挙げた「協力準備調査における道路舗装設計 ハンドブック（案）」（2015年4月）を参照するとともに、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- 1) 地質調査
  - ・路床評価（試料採取）間隔
  - ・軟弱地盤及び問題土（膨張粘土、分散性粘土等）の有無、分布状況の把握
- 2) 水文調査（地下水）
  - ・乾季／雨季による地下水位の変化
- 3) 材料調査
  - ・構築路床（盛土）、路盤及び表・基層及びアスファルトの品質（材料基準）
- 4) 交通量／軸重調査
  - ・舗装設計対象交通量算出に用いる設計期間に道路維持管理実態を考慮
  - ・舗装設計対象交通量の予測値の不確実性の考慮
  - ・累積軸重に軸重調査結果及び予測値の不確実性の考慮
- 5) 設計基準の選定
  - ・隣接区間及び周辺道路の舗装設計基準と供用（損傷）状況
  - ・採用する設計基準の特徴と運用の留意点の理解
- 6) 路面設計
  - ・耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- 7) 構造設計
  - ・規制軸重を超える車両（過積載車両）
  - ・信頼度の設定に過積載車両取締り状況及び将来予測に対するリスク等を考慮
  - ・路床支持力の評価における調査結果のバラツキの考慮
  - ・アスファルト舗装の最小舗装厚さ
  - ・他の舗装設計法（TA法及びAASHTO等）による構造設計の確認
- 8) 排水設計
  - ・路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の排水系統及び流末の確認

## (8) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下「JICA環境ガイドライン」）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。

既存橋梁の改修であり、新たな用地取得は生じないと想定されるが、工事中及び供用時の周辺環境への影響、及び本事業実施に係るセントルシアEIA法に基づく環境許可の現状と今後の手続き等について十分確認する。更に、海岸構造物の建設となるため、海側の自然条件への影響も十分に考慮するものとする。

また、社会状況の把握として、カルデサック流域の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理のうえ、可能な社会配慮面の検討も行う。

#### (9) 安全対策に関する配慮

本事業は、施工時の安全対策上の注意が必要な案件であり、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス（2014年9月）」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、セントルシアの他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

また、供用後の道路交通に対する適切な交通安全対策を検討し、概略設計に反映するものとする。

#### (10) 施工計画の検討

対象道路は首都カトリーズ（西海岸）から国際空港のある東海岸を結ぶ重要な道路であり、並行する整備された道路が存在せず迂回路の確保が困難である事が想定されることから、工事中も可能な限り既存交通を阻害しないよう、施工中の影響を最小限にとどめるような施工計画を検討する。また、降雨等により施工が一時中止となることも予想されることから、施工計画の策定にあたっては、雨季等を考慮の上、具体的な月次でスケジュールを作成すること。

#### (11) 報告書・提出物等の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）（以下、無償報告書ガイドライン）を参照することとする。同ガイドラインのデータについては、下記ウェブページから入手すること。

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html)

#### (12) ジェンダー配慮

先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダーの視点を入れた検討を行う。例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。

#### (13) 免税方法の確認

我が国の無償資金協力は制度上全ての税が免除されることとなっているため、個々の税に対して発注者・財務当局・税務当局のすべての当事者間で合意がとられているか確認する。その際には、免税の方法についても確認し、実務上免除が困難である税があった場合には整理を行う。

### 6. 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定

する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) セントルシアにおける道路整備事業に係る上位計画（セントルシアの「National Hazard Mitigation Policy」を含む。）を確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関である社会基盤運輸省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関としての適切な体制を有しているかを確認する。組織・人員・予算・技術水準等の制約がある場合は、その制約を考慮した上で、事業を実施する適切な体制について考察・提言する。

(5) サイト状況調査

1) 橋梁状況調査

対象橋梁（取付道路を含む）において、現地踏査、聞き取り調査、設計資料及び補修履歴等の既存資料の収集・分析等により、対象橋梁の基礎データを整理する。加えて、遠望目視、可能な範囲で近接目視及び打音点検等を行い、健全性の把握を行い、対象橋梁の架け替えの必要性、補強による対応の可能性を整理する。また、架橋位置に伴う技術的な課題、用地取得上の課題、コスト等を整理し検討を行う。

2) 自然条件調査

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、対象橋梁の架橋予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う。（別紙1自然状況調査仕様書案参照）イ）～オ）については、現地再委託にて実施することを認める。

- ア) 気象調査
- イ) 地形測量
- ウ) 地質調査
- エ) 水文調査

なお、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとし、別見積とする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとし、別見積とする。

## (6) 環境社会配慮

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」（配布資料）に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成するとともに、先方政府の定めるところの環境社会配慮手続きを確認し、必要な追加調査・検討を行い EIA/IEE 案としてまとめ、手続きの支援を行う。

なお、以下の環境社会配慮関連調査について、その補助業務は現地再委託にて実施することを認める。

### 1) 環境社会配慮に係る調査

- ア) ベースとなる環境社会の状況（流域・沿線の土地利用状況・計画（住宅・人口分布含）、自然環境及び経済社会状況等）の確認
- イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・ 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - ・ 関係機関の役割
- ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー会議の開催支援

### 2) 簡易住民移転計画の作成支援

JICA 環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア)～シ)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果についても JICA へ提出する。なお、非自発的住民移転に関して 200 人以上の大規模住民移転が生じる場合にはカテゴリ A に変更となり、住民移転計画の作成、助言委員会对応などが必要となる可能性が高まることから、調査の早い段階で JICA へ適宜相談することとする。

更に、本事業のためにすでに用地取得または住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- ア) 用地取得・住民移転の必要性
- イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

- ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- コ) 費用と財源
- サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- シ) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

#### (7) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況を把握するとともに、舗装の構造設計に必要な累積軸重の算出、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査及び軸重調査を実施する。(別紙2 交通調査仕様書案参照) 調査対象は、自動車(車種別)だけではなく、二輪車、歩行者についても必要に応じて調査するものとする。調査については、曜日変動、季節変動(考慮する必要がある場合)、道路供用後の誘発交通量等を反映できる調査を計画し実施する。

また、調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を予測する。交通量の需要予測に使用するパラメータについては、道路の通過する地域の土地利用等を十分検討し、特に舗装設計に当っては、大型車交通量(累積軸重)の上振れの可能性を適切に見込んだ設計交通量を設定すべく、随時 JICA に協議することとする。具体的な調査項目(調査内容、調査手法、数量等)は、コンサルタントがプロポーザルで提案することとし、別見積とする。

#### (8) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、セントルシア側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件(作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等)を確認・整理する。

#### (9) 道路維持管理体制の確認

本事業の実施後、適切な道路維持管理が実施されることを確認するために、先方政府による道路維持管理計画、組織体制、予算等を確認する。道路維持管理の実施にあたり、供用開始後の交通安全対策も含めて、課題がある場合はソフトコンポーネントでのフォローアップや先方負担事項への言及を検討する。

#### (10) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路整備実績、道路設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

橋梁の改修を検討するにあたり、隣接事業や交通条件、自然条件、及び土地利用条件の類似したプロジェクトに採用されている橋梁改修工法に関する資料を入手する。また、橋梁周辺において護岸工の検討が必要になる可能性もあることから、護岸工法にかかる資料も入手する。加えて、カウンターパート機関、他ドナー及び民間事業者等の類似プロジェクト担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング・質問状の送付等により情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

(1 1) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。特に、セントルシアは島嶼国であり、現地調達・サブコンの技術レベルが限定的であることも想定されることから、第三国調達の可能性も十分検討することとする。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント・他ドナー等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることが判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(1 2) インテリム・レポートの説明／協議

第1回現地調査結果に基づき、対象橋梁の改修工法の代替案を作成、評価・比較検討及びその後の国内解析を実施し、国内機関での協議を踏まえ、インテリム・レポートを作成する。インテリム・レポートは JICA と協議を行った上で、第2回現地調査時にセントルシア側に説明し、内容について合意を得る。

(1 3) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（構造物、舗装設計、計画道路の基本的仕様）

上述を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

架橋位置に関しては、既存橋梁の地点を基準にしつつも、自然条件調査等を

元に複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

橋梁の形式に関しては、建設、運営、維持管理に係るコストだけでなく、施工性や維持管理のし易さ等を勘案し、複数の代替案を設定した上で最適案を提示する。あわせて取り付け道路の形式についても十分に検討し、本事業の事業範囲を明確にする。なお、排水施設や護岸等の道路付属物の設置必要性についても検討し、要すれば計画内容に反映する。

### 3) 概略設計図

### 4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程（具体的な月次を考慮）
- ・ 緊急時対応計画

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

### 5) ソフトコンポーネント計画

先方政府関係者と協議の上、本事業における実施にかかる運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する。

## (14) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）及び無償資金協力として事業を実施する際のセントルシア政府の免税・非課税・還付措置を整理する。また、相手国負担による工事については、組織体制・予算などの実施能力を十分に確認の上、事業の実施工程を検討する。

この作業を通じて、JICAがセントルシア政府側と履行手続きや期限について確認し、ミニッツで合意することへの支援を行う。

## (15) 事業の維持管理計画策定

対象橋梁の維持管理計画の策定にあたっては、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法を検討する。

## (16) 事業の概略事業費

事業の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（参考資料）を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ること

とする。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2011年3月改訂版）」（以下、無償報告書ガイドライン）に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア. 実施時期

イ. 事業費（総事業費及び内訳）

ウ. 概略の仕様

エ. 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ. 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ. 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ. 工事量変動にかかるリスク

ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水等）

エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ. 治安状況にかかるリスク

(17) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するにあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(19) 事業の評価

事業の評価は、DAC評価5項目に即して分類して整理する。持続性については、適切な維持管理が行われることが重要であるため、体制・技術・財務等の点から評価する。また有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、事業予定道路間の①自然災害による年間通行不能日数（日）②橋梁周辺における洪水発生回数（回）等を想定している。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(21) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI 等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

(22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をセントルシア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(23) 準備調査報告書等の作成

セントルシア政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料（国債登録用）
- 3) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7) から(12)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| (1) 業務計画書        | : 和文 3 部              |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 8 部<br>: 英文 10 部 |
| (3) 第一回現地調査結果概要  | : 和文 8 部              |
| (4) インテリム・レポート   | : 和文 8 部<br>: 英文 10 部 |
| (5) 第二回現地調査結果概要  | : 和文 8 部              |
| (6) 準備調査報告書（案）   | : 和文 8 部<br>: 英文 10 部 |

- (7)概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部  
 (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (8)概要資料（国債登録用） : 和文 2 部
- (9)概要資料 : 和文 2 部及び CD-R 1 枚  
 (※完成予想図を含む。)
- (10)準備調査報告書 : 和文（製本版）10 部及び CD-R 1 枚  
 (※完成予想図を含む。) : 英文（製本版）16 部及び CD-R 3 枚  
 : 和文（簡易製本版）3 部及び CD-R 1 枚
- (11)デジタル画像集 : CD-R 1 枚（デジタル画像 40 枚程度）
- (12)進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2016年6月上旬より第1回現地調査（自然状況調査）、2016年11月中旬に第2回現地調査（概略設計）、2017年2月上旬に第3回現地調査（報告書説明）を実施することを想定する。2016年9月下旬までに概要資料（国債登録用）、2017年5月中旬までに概要資料、2017年7月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 23.08M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／橋梁計画（2号）
- 2) 橋梁設計（3号）
- 3) 道路計画
- 4) 自然条件調査（地形・地質）
- 5) 水文・水理・河川計画（3号）
- 6) 交通量調査
- 7) 施工計画・積算
- 8) 環境社会配慮

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 配布資料等

(1) 配布資料

- ・ カテゴリ B 案件報告書執筆要領（JICA, 2011.6）
- ・ 協力準備調査における道路舗装設計ハンドブック（案）（2015年4月）（JICA）

(2) 参考資料

下記資料は JICA ホームページにて閲覧可能。

- ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（JICA, 2010.4）  
(<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>)
- ・ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（JICA, 2014.9）  
([http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/ku57pq00001n24eu-att/guidance\\_ja.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001n24eu-att/guidance_ja.pdf))
- ・ JICA 不正腐敗防止ガイダンス（JICA, 2014.10）  
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)
- ・ 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（JICA, 2009.3）  
([http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/pdf/pl](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/pl))

an\_man\_01.pdf)

- ・「カリコム諸国防災分野に係る情報収集・確認調査最終報告書」(2015年9月)  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023224.html>)

### (3) 貸与資料

本業務に関する以下の資料の貸与を希望なさる方は、JICA 社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ第一チーム (TEL: 03-5226-8131) にご連絡ください。

- ・無償資金協力要請書
- ・National Hazard Mitigation Policy (セントルシア, 2006)

## 4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

### (1) 第1回現地調査 (サイト状況)

- 1) 団員構成: 総括、計画管理
- 2) 調査行程: 約10日間
- 3) 目的: 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針・設計方針及び無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

### (2) 第2回現地調査 (設計方針・概略設計)

- 1) 団員構成: 総括、計画管理
- 2) 調査行程: 約10日間
- 3) 目的: 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画および設計方針を検討し、工法選定を含む双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

### (3) 第3回現地調査 (報告書案説明)

- 1) 団員構成: 総括、計画管理
- 2) 調査行程: 約10日間
- 3) 目的: 準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

## 5. 現地再委託・調査補助員

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することができる。業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積とする。

また、現地再委託をせず調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適なプロポーザルにて提案し、調査補助員や資機材費などの直接経費については別見積とする。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 水文調査
- (4) 交通量調査
- (5) 環境社会配慮関連調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法、現地再委託することによる経費節減効果等、具体的な提案を行うこと。

なお、セントルシア国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

## 7. その他の留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」（2013年11月）の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、通常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積として含めること。

なお、本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

### (4) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAドミニカ共和国事務所、在トリニダード・トバゴ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

### (5) 複数年度契約

本業務においては、当年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費支出に

についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙1)

「セントルシア国カルデサック流域橋梁改修計画」自然条件調査仕様書案

## 1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業・サイトにおける地形、地質、気象、河川状況などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとし、別見積とする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

## 2. 調査項目

### (1) 気象調査

調査目的 : 橋梁・道路設計に必要な自然条件の基礎情報を収集・把握する。

調査位置 : 施工予定区間とその周辺

調査内容 : 過去の気象／災害状況の記録を調査する。

天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査等

成果品 : 気象情報の分析結果

### (2) 地形測量

調査目的 : 橋梁、取付道路、護岸工等の施設計画、設計、施工に必要な地形の情報を把握する。

調査位置 : 施工予定区間とその周辺

調査内容 : 地形測量、路線測量等の各種測量

成果品 : 地形図、平面図、縦横断図等

### (3) 地質調査

調査目的 : 構造物建設の位置決定、基礎形式の検討、道路舗装の検討に必要な情報を確認する。

調査内容 : 地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/土質試験、地耐力試験、骨材材料試験他

成果品 : 地質図（平面図・断面図）、ボーリング柱状図、室内試験結果

#### (4) 水文調査

調査目的：橋梁および護岸の設計に必要な基礎資料を得る。

調査内容：河川水位、流量、流速、水質、水温、河道調査、既往洪水被害、氾濫実態、主要洪水水文量等

治水対策事業・計画、排水事業・計画の有無及び内容等

成果品：観測記録、調査・分析結果

#### 3. その他

自然条件調査に関する費用は、別見積とする。

以 上

(別紙2)

「セントルシア国カルデサック流域橋梁改修計画」交通量調査仕様書案

1. 目的

交通量調査は、本業務を行ううえで必要な精度を確保するため、事業サイトにおける交通量を的確に把握し、構造物の設計荷重と舗装の構造設計に必要な累積軸重を算出して対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な交通量調査は本業務の中で行うことを原則とする。またできるだけ精度を確保できるよう、測定位置、測定方法を検討するよう留意すること。

2. 調査位置

対象橋梁3箇所

3. 調査項目

車種別通行車両数（双方向）

渋滞長、平均速度

軸重

4. 調査方法

調査期間の制約のため、それぞれの地点について最低限、平日の1日間（24時間もしくは12時間）とするが、交通量の曜日変動や季節変動についても考慮可能なよう、調査方法についてもプロポーザル内で提案すること。調査に当たっては、必要に応じ歩行者・自転車の通行も観測し、歩道設置の検討に役立てること。

5. 実施方法

直営または現地再委託

6. 成果品

交通量調査報告書等

7. その他

交通量調査に係る費用は、別見積とする。

以上